

二、裁判の実情——裁判機構の二元性と裁判権・捜査権の制限

現在沖縄における裁判所としては、琉球政府民裁判所、米国民政府裁判所 (USCAR Courts) のほか、米軍軍法会議及び準司法機関である土地裁判所が存在している。後二者はしばらくおき、主として前二者についての問題点を指摘すれば、左の如くである。

(一) 民裁判

琉球政府の裁判所は、琉球民裁判所制(一九五二年一月三日布告第一二号)に基づいて設置されたものであつて、治安裁判所、巡回裁判所、上訴裁判所の三種類がある(「巡回」裁判所というのは、一つの名称であつて、現実に巡回しているわけではない)。

民裁判所は、民事については、琉球における民事事件のほとんどすべてについて管轄を有しており、比較的問題は少ないが、刑事については、後述するように、行政命令十節により、合衆国軍隊の構成員又は軍属合衆国国民で合衆国政府の雇用する者、これらの者の家族(琉球人を除く)に対してはいつきい裁判権を有しないばかりでなく、沖縄の人々の犯罪に対する裁判権についても重大な制約が加えられている。民裁判所の裁判権のすみやかな拡大が望ましい。

制度的には、民事、刑事とも、治安裁判所の事物管轄に属する比較的軽微な事件については三審制がとられていながらもかわらず、巡回裁判所の事物管轄に属する比較的重大な事件については二審制である不合理は、至急に是正するべきである。

なお、裁判官、検察官、弁護士ともに、日本本土におけると同様に嚴重な資格要件が要求されておらず、その養成も本土に比して十分とは称し難い。民裁判所の裁判をして真に権威あるものとし、人権擁護に遺憾なきを期するためには、できるかぎり米民政府からの独立を達成することはもちろんであるが、漸進的にも

せよこれらの関係者の一般的資質を向上させることが不可欠であろう。

(二) 米民政府裁判

米民政府裁判所には、民事裁判所、刑事裁判所、上訴審裁判所の三種がある。大統領行政命令十節b項に定めるその管轄については、すでに日弁連の報告書にも詳細に記述されているので、ここにこれを繰り返すことを避け、問題点のみを摘記する。

(1) 刑事裁判所

米民政府裁判所の裁判、ことに沖繩の人々を被告人とする刑事裁判については、従来種々の不満が伝えられていた。たとえば、判決の宣告に対して被告人が意外、不服の情を示すや、ただちにその判決を取り消してさらに重い刑を言い渡した事例があつたという如きである。現地の弁護士に言によれば、過去においてはそれに類したこともあつた由であるが、現在ではシグイリアンの判事が就任しており、そのような事態はほとんどあつていないようである。しかし法廷の雰囲気は、なお情状論を中心として進められ、正面から事實認定や法律論をもつて攻撃防禦しようとする弁護士にとつては抵抗を感ぜずにおられず、次第にこの法廷での弁護を回避するという事態を招いている。われわれもこの事態に強い関心をもち、公判の傍聴方を申し入れたが、われわれの滞在中には予備審問（非公開）の案件があるだけで、公判は開廷されていないといふことで遺憾ながら実情を調査しえなかつた。

刑事裁判所は、(1)合衆国又はその機関に雇用されている合衆国民で統一軍法による軍法会議の対象とならない者及びその家族で琉球人でない者に対する刑事裁判権、(2)軍法会議の審判の対象となる者にかかる事件であつても、關係軍司令官が軍の裁判権を行使しないことを決定したばあいの刑事裁判権のほか、(3)高等弁務官が、合衆国の安全、財産又は利害に影響を及ぼすと認める特に重大な事件に対する刑事裁判権を有する。この(3)にあたる事件が民裁判所に係属中は、その最終的裁判があるまでは、何時でも高等弁務官の命令により、これを適当な米民政府裁判所に移送することができ、民政府裁判所は、その裁量によりこれをあらため

て審理することができる。

沖繩の人々が米民政府の刑事裁判所によつて識かれるのは、右の(3)にあたるばあいであり、そのほとんどが布令一四四号(集成刑法)違反の罪である。

集成刑法については、これを修正するいわゆる新集成刑法が一九五九年五月一三日に高等弁務官布令二三号として発布されたが、現行集成刑法の有する戦時刑法的性格をさらに拡大強化しようとする面を有しているとして現地ならびに日本本土において強い反対の声が起り、ついにその施行が無期延期された事情は、なおわれわれの記憶にあらたなところである。その後、その内容の一部を民立法に切りかえようとの動きもあつたようであるが、未だ具体化をみず、したがつて、布令一四四号が現在もなお施行されている。

前記「高等弁務官が、合衆国の安全、財産又は利害に影響を及ぼすと認める特に重大な事件」は、一九五八年以降、集成刑法の条文に即して一般的にあらかじめ指定されている。それは、「第二章 安全に反する罪」のうち、二・二・六・一(軽微な軍窃盗等)、二・二・六・二(軍自動車持の不法所持で、車輛に損傷を与えなかつたばあい)、二・二・八(禁止区域への侵入)、二・二・八・一(船舶の那覇港の制限区域への入域)、二・二・一四(公の騒乱の惹起)、二・二・一九(民政府の掲示の不法撤去等)二・二・二四(過失による軍財産破損)、二・二・二五(軍要員に対する過失傷害)、二・二・二六(軍要員に対する過失致死)、二・二・二七(不法出入域等)、二・二・三五(不許可出版)、二・二・三六(不許可文書等の輸入)二・二・三八(船舶の信号旗等の不許可掲揚)、二・二・四三(軍発行の身分証明書等の不法所持)、二・二・四六(未成年者に対する酒類販売)の如く比較的重要性の乏しいものを除くすべての犯罪、「第三章 経済及び財政政策に反する罪」のうち、二・三・一・一(民政府の指定する法貨の受領拒否)、二・三・三(財産管理者に関する罪)、「第四章 道徳に反する罪」のうち、二・四・二(軍要員に対する密売等)の各罪である。これ以外の罪にかかる事件が民裁判所に係属中に高等弁務官の命令で米民政府裁判所に移送されるという事例は、現在ではみられないようである。

米民政府裁判所による集成刑法の運用状況についての司法統計資料の提供方を民政府法務部に要請したが入手しえたものは、*Civil Affairs Activities in the Ryukyu Islands Vol. 2 (I Apr. 1960-30 Sept. 1960)* と題する定期刊行物の一冊のみであった。同書は、一ページに満たぬきわめて簡単な記述を「民政府裁判所」に割いているにすぎないが、そこに掲載された一九六〇年四月一日〜九月三〇日の半年間の統計によれば、当該期間中、民政府裁判所の処理した人数は一九四人、その処理の態様、罪名は左のとおりである。

<p>高等裁判所で審理したもの — 九三人</p> <p>下級裁判所で審理したもの — 四二人</p> <p>民裁判所へ移送したもの — 四四人</p> <p>証拠不十分のため訴追中止したもの — 一五人</p>	<p>一 九 四 人 中</p>
<p>強 盗 三 四 人</p> <p>強 盗 二 二 人</p> <p>強 盗 一 三 人</p> <p>強 盗 一 一 人</p> <p>強 盗 九 人</p> <p>強 盗 四 人</p> <p>強 盗 二 五 人</p> <p>強 盗 一 〇 人</p> <p>強 盗 三 人</p> <p>強 盗 一 人</p> <p>強 盗 三 人</p> <p>強 盗 二 九 人</p> <p>強 盗 一 五 人</p>	<p>強 盗 三 四 人</p> <p>強 盗 二 二 人</p> <p>強 盗 一 三 人</p> <p>強 盗 一 一 人</p> <p>強 盗 九 人</p> <p>強 盗 四 人</p> <p>強 盗 二 五 人</p> <p>強 盗 一 〇 人</p> <p>強 盗 三 人</p> <p>強 盗 一 人</p> <p>強 盗 三 人</p> <p>強 盗 二 九 人</p> <p>強 盗 一 五 人</p>

※ 米民政府裁判所の裁判は、すべて二審制であり、「高等裁判所」も第一審裁判所である。

この統計に現われているかぎり、窃盗、贓物販売等の事件が大多数をしめ、集成刑法中もつとも問題と考えられたスパイ等の死刑にあたる重罪事件は全然存しない。事実これらの条項は現在までのところほとんど

軍財産窃盗	窃盗、暴行	窃盗、逃走	窃盗、赃物故買	窃盗、銃不当所持	窃盗、赃物故買	窃盗、侵入窃盗	窃盗、バス不当所持	窃盗、爆発物不当所持	窃盗、暴行妨害、窃盗	窃盗、電線不当所持	窃盗、赃物牙保	強盗	強盗傷人	赃物故買						
四年	三年	四年八月	四年	二年	四年二月	四年	四年	四年	四年	三年	六年	八年	三年六月	四年						
二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	三						
三	三	二	二	二	二	二	二	二	二	三	一	七	七	七						
赃物收受	赃物牙保	爆発物不当所持	持赃物故買	爆発物不当所持・密接	爆発物不当所持	銃不当所持	軍財産不当所持	暴行	暴行	傷害	逃走、同補助	横領	破壊侵入業務上横領	破壊侵入	官名詐称	強盗、同行使	出頭命令違反	殺人		
一年六月	二年	五年	七年	三年	二年	二年	二年六月	三年	二年	二年	二年	一年	一年	一年	一年	四年	四年	三年	無期	
二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二
二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三

罰金四万円
（換刑四〇〇日）

裁判記録が明らかにされていらないので、断定ははばからなければならぬが、日本の裁判所の量刑に比して、一般的に刑が重いという印象を免れない。この点について、米民政府法制法務副部長アイゼンシュタイン氏にただしたところ、日本の裁判所の刑が軽すぎるのだという返答であつたが、その当否はさておくとして、米民政府裁判所の刑が日本裁判所に比して重くなつている原因の一つは、英米法が併合罪の処断について日本刑法のように加重単一刑主義をとらず単純併科主義によつてゐるためであると思われる。過去においては十四件の窃盜の各々に對し法定の最高刑の合計、百四十年の懲役を言い渡した例も存在した。もちろん、この多くは同時服役が認められ、現実の服役期間は短縮されるが、それは裁判官の裁量に委ねられており、ことに異種類の犯罪の併合罪のばあいには比較的同時服役が認められない傾向にあるため、破壊侵入、窃盜について二〇年というような日本刑法の適用では考えられないような実刑が科せられることもなるのである。

なお、沖繩の人々に対して米民政府裁判所が言い渡した刑の執行は、琉球政府の裁判所の裁判によつて刑を言い渡された者と同じく、沖繩州務所（那覇市）ほか二ヶ所の琉球政府の刑務所において行なわれ、居房や刑務作業等についても差別はない。しかし、仮釈放について、米民政府裁判所の判事の許可が必要であり、仮釈放を許された者は、毎月一回那覇市のパロール・オフィサーのもとに出頭しなければならぬ。とくにこの出頭義務は、辺地に居住する破釈放者にとつては少なくとも一泊の旅行を要し、非常な負担となつてゐる。法制法務部との会談の際、この点については是正を要望したところ、後日電話をもつて、善処したい旨の回答があつた。

(2) 上訴審裁判所

米民政府の上訴審裁判所は、米民政府下級裁判所の裁判に對する上訴のほか、琉球政府上訴裁判所の民事又は刑事の裁判につきつきに掲げる理由があるばあいにこれを再審理する権限を有する。

- (1) 琉球政府の上訴裁判所の裁判と米民政府上訴審裁判所の裁判とが相叉するばあい。
(2) 合衆國法、外國法または國際法の問題について当事者から上訴のあつたばあい、または上訴がなくて

も米民政府首席法務官がとくに理由を示して裁判所に申請したばあい。

この条理に基づいて、現在までのところ、琉球政府検事長から三件の上訴申し立てがなされた。事案はいずれも、琉球政府上訴裁判所が、無罪判決に対する検事上訴は民政府布告一二号（琉球民裁判所制）五条二項B号の規定に違反して被告人を二重の危険におくとの理由でこれを棄却したことに対して救済を求めたためのものであつた。これに対する米民政府上訴審裁判所の判決の詳細をここに論評する余裕をもたないが、いずれも事案の本来の争点についての解釈を与えておらず、法律的に相当疑義の有するものである。

被告人の側から米民政府上訴審裁判所に上訴した事例は存しない。このことは、被告人ないし弁護人が同裁判所の手続に不なれなことが、訴訟記録を英訳謄写する経済的負担に堪えないこともあろうが、根本的には米民政府裁判に対する信頼が薄いことに基づくものである。

四 高等弁務官の介入権

高等弁務官は、前述のように、琉球政府裁判所に係属した事件を何時でも米民政府裁判所に移送することを命じうるほか、刑の執行を停止し、刑を変更し、及び恩赦をなす権限を有している。この権限は、現在では、主として、米兵と結婚した沖縄婦人の米本国入国の支障となる前科を消滅させるために刑の言渡を無効にするという形で行使されていることである。現地弁護士のみならず、被告人の利益になることだからといつてむしろこれを歓迎する空気も見られるようであるが、裁判の公正、法の支配の確立という面からは、疑問が多い。

四 裁判権の問題

現地の政党代表者と会談した際、裁判の問題について自民党から人民党まで各党一致して述べたのは、「かれら（アメリカ人）はわれわれを裁くことができる、しかしわれわれはかれらを裁くことができない」という不満であつた。

基地の島の通弊として外国人による犯罪の数はさきわめて多い。現にわれわれが到着する直前コサ市において、十才の女子学童三名と三才の幼児一名が、草の実捨いのあと歩道上で米軍用車にひかれ、二名の少女は

即死し、他の一名と幼児とは顔死の重傷を負い、米軍用車はそのまま逃亡するという事件が起つた。この悲惨な事件について、コザ市の市民のみならず、多くの沖繩の人々が、米軍人のひき逃げという人命軽視を怒り新聞も連日大きく報道した。沖繩の人々がつとも不安と不満をいだいていることは、アメリカ側によるその処置がきわめて不明瞭であり、再発防止の保障がないことである。沖繩の人々が重大な関心をもつたこの事件で、ひき逃げの被疑者は判明したにもかかわらず、その氏名所属も公表されず、どのような捜査が米軍当局によつて行なわれているのか、殆んど報道されなかつた。これは今回のみではない。米軍による犯罪捜査の不明明は、全政党から強く訴えられ、裁判権が制限されていることの重大性をあらためて痛感した。たとえば、昨年十二月、沖繩島の南端三和村喜屋武において狩猟中の米兵が農耕中の七十三才の農夫を十四米の至近距離で射殺するという事件が発生した。現地を調査した信頼すべき弁護士の言によれば、重過失はもちろん未必の故意さえ認定しうるような状況であつたにもかかわらず、アメリカ側では民警の捜査を事實上阻止し、過失なしとして犯人を釈放し、損害賠償さえ支払つていない。その他、米軍人軍属によるひき逃げ事件や強姦事件などで、損害賠償さえ支払われずに泣き寝入りに終つた例は数多く報告されている。このような事態の原因は、米軍人軍属等に対して琉球政府裁判所がいつさい裁判権をもたず、民警の捜査も法律上事実上排除されていることに由来するものと思われる。(民警には、米軍人による窃盗、強盗等限定された犯罪の現行犯人の逮捕権しか認められてない)

裁判については被疑者が米軍人、米軍属であるばあいには、軍法会議が專屬管轄権をもつ。軍法会議も公開をたてまえとはしているが、基地内で開廷されるため、沖繩の人々がこれを傍聴するためには基地のゲートで住所氏名を申告せねばならず、このことが他日不利を招くことを恐れて現実に傍聴はきわめて困難である。刑の言渡し後被告人は本国に送還され、その後の措置については何人も知りえない。さらに捜査権がないため、被害者にとつて有利な証拠を有効に保全することができず、このことが損害賠償請求についてもちじるしい不利益をもたらしめている。沖繩の人々が米軍人、軍属の犯罪や不法行為がこのようにきわめて明朗に処置されることに対して限りない不安と不満とを感じているのは、まことにつともである。せめて日本本土における「地位に關する協定」なみに、米軍人、米軍属の公務外の犯罪についての捜査ならびに裁判権を琉球政府に与えることは、大統領行政命令の改正を必要とするため相当の困難が予想されるが、沖繩の人々の最大の不満の一つを解消するゆえんである。